

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定

（奈良市決定）

都市計画二名三丁目地区計画を次のように決定する。

（平成23年5月10日決定）

名 称		二名三丁目地区計画		
位 置		奈良市二名三丁目及び二名四丁目の各一部		
面 積		約3.7ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、近鉄富雄駅の北約1.5kmに位置し、整備がなされた都市計画道路高山富雄小泉線に面している。地区の周辺には昭和40年代に形成された低層住宅地が広がっている。 本地区を含む本市西部ゾーンは、都市計画マスタープランにおいて、地域の生活の利便性を高め生活文化を育むためその核となる拠点等の整備を図るとし、駅から離れた地区においても住民の生活利便を図る拠点づくりを目指すとしている。 本地区計画は、郊外住宅地に居住する住民等の生活利便向上を図るための拠点づくりを目指し、周辺の良い居住環境と調和した生活支援施設の誘導をするとともに、良好な沿道景観を形成することを目的とする。		
	土地利用の方針	地域の利便性の向上のため、買い物や医療等の日常生活に必要な生活支援施設としての土地利用を図る。また、都市計画道路高山富雄小泉線沿道の景観の維持及び保全を図るため、交通の安全に配慮した沿道緑化に努め、車両出入口は必要最小限に抑える。		
	建築物等の整備の方針	周辺の居住環境を阻害するおそれのある建築物の用途の制限を定めるとともに、良好な沿道景観を誘導し、落ち着きと風格を感じる道路景観を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。また、本地区に隣接している良好な居住環境を保全するためB地区に建築物等の高さの最高限度を定める。		
	建築物等の整備の方針	周辺の居住環境を阻害するおそれのある建築物の用途の制限を定めるとともに、良好な沿道景観を誘導し、落ち着きと風格を感じる道路景観を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。また、本地区に隣接している良好な居住環境を保全するためB地区に建築物等の高さの最高限度を定める。		
地区整備計画	地区名称	A 地 区		B 地 区
	区分面積	約0.7ha		約3.0ha
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		

			(7) 別表第1に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）
		建築物等の高さの最高限度	10メートル
		建築物の形態又は意匠の制限	1 建築物の屋根の形状は勾配屋根（片流れ屋根及び招き屋根以外のもので、勾配が10分の3から10分の7以下のもの。）とし、その色彩は、黒、濃灰、濃茶又は濃緑とし、別表第2に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれらに代わる柱の色彩は、別表第2に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等、穏やかな印象となるよう配色すること。また、外観に光源等の装飾を施す場合は、住宅地側に設けないこととし、その光源等が形成する面積が、各立面につき、当該立面の5分の1を超えないこと。 3 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないう植栽又はルーバー等で覆うこと。 4 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。 5 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。 6 広告物に関する規制は、別表第3のとおりとする。
区域の配置は計画図表示のとおり。			

別表第1

危険物				数 量
火薬類取締法 (昭和25 年法律第 149号) に定める 火薬類 (がん玩 具 煙火を 除く。)	火薬			20キログラム
	爆薬			
	工業雷管、電気雷管及び信号雷管			
	銃用雷管			30,000個
	実包及び空砲			2,000個
	信管及び火管			
	導爆線			
	導火線			1キロメートル
	電気導火線			
	信号炎管、信号火箭及び煙火			25キログラム
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品			当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の 数量 に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれ ぞれの 限度による。	
マッチ				15マッチトン
圧縮ガス				350立方メートル
液化ガス				3.5トン
可燃性ガス				35立方メートル
消防法 (昭和23 年法律第 186号) 第2条第 7項に規 定する危 険物	第一類		第一種酸化性固体	50キログラム
			第二種酸化性固体	300キログラム
			第三種酸化性固体	1,000キログラム
	第二類	硫化リン		100キログラム
		赤リン		100キログラム
		硫黄		100キログラム
			第一種可燃性固体	100キログラム
		鉄粉		500キログラム
			第二種可燃性固体	500キログラム
		引火性固体		1,000キログラム
	第三類	カリウム		10キログラム
		ナトリウム		10キログラム
		アルキルアルミニウム		10キログラム
		アルキルリチウム		10キログラム
			第一種自然発火性物質 及び禁水性物質	10キログラム
		黄リン		20キログラム
			第二種自然発火性物質 及び禁水性物質	50キログラム
			第三種自然発火性物質 及び禁水性物質	300キログラム
	第四類	特殊引火物		50リットル
		第一石油類	非水溶性液体	1,000リットル
			水溶性液体	2,000リットル
		アルコール類		400リットル
		第二石油類	非水溶性液体	5,000リットル
			水溶性液体	10,000リットル
		第三石油類	非水溶性液体	10,000リットル
			水溶性液体	20,000リットル
		第四石油類		30,000リットル
		動植物油類		10,000リットル
	第五類		第一種自己反応性物質	10キログラム
			第二種自己反応性物質	100キログラム
	第六類			300キログラム

1 この表において、圧縮ガス及び可燃性ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。

2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。

3 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。

4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に定める危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。

別表第 2

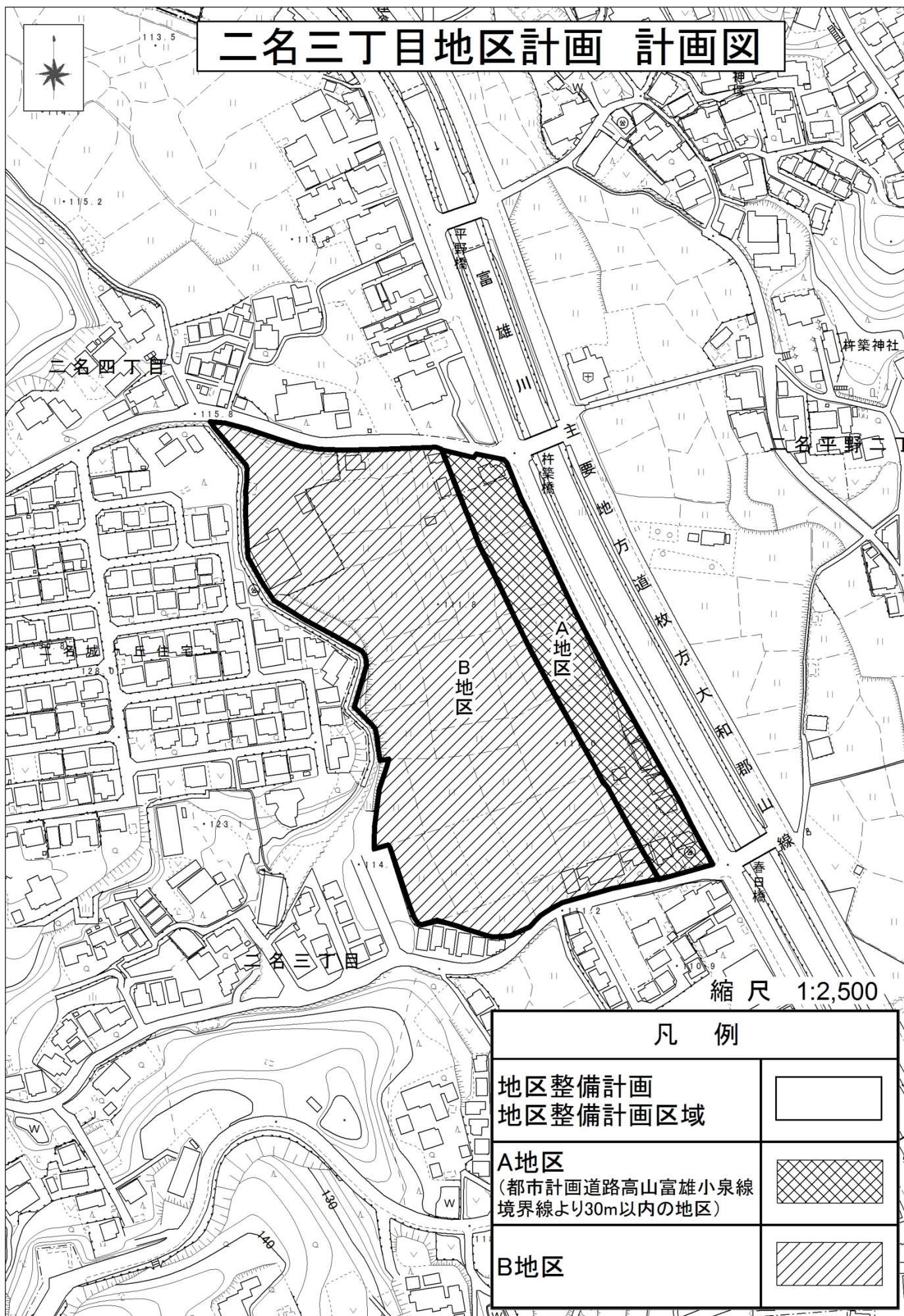
	色 相 区 分	明 度	彩 度
建築物の屋根	0. 1 R～1 0. 0 R	4 未満	4 未満
	0. 1 YR～1 0. 0 YR	4 未満	4 未満
	0. 1 Y～1 0. 0 Y	4 未満	4 未満
	0. 1 GY～1 0. 0 GY	4 未満	4 未満
	0. 1 G～1 0. 0 G	4 未満	4 未満
	無 彩 色	4 未満	—
建築物の外壁 又は これに代わる柱	0. 1 RP～1 0. 0 RP	2 以上 8 未満	2 以下
		8 以上	1 以下
	0. 1 R～5. 0 R	2 以上 8 未満	2 以下
		8 以上	1 以下
	5. 0 R～1 0. 0 R	2 以上 7 未満	4 以下
		7 以上 8 未満	3 以下
		8 以上	1 以下
	0. 1 YR～1 0. 0 YR	2 以上 3 未満	3 以下
		3 以上 5 未満	6 以下
		5 以上 6 未満	4 以下
		6 以上 7 未満	3 以下
		7 以上 8 未満	2 以下
		8 以上 9 未満	1 以下
	0. 1 Y～5. 0 Y	2 以上 3 未満	2 以下
		3 以上 4 未満	4 以下
		4 以上 7 未満	6 以下
		7 以上 8 未満	4 以下
		8 以上 9 未満	3 以下
		9 以上	2 以下
	5. 0 Y～1 0. 0 Y	2 以上 3 未満	2 以下
		3 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	0. 1 GY～1 0. 0 GY	2 以上 8 未満	2 以下
		8 以上 9 未満	1 以下
	無 彩 色	9 以下	—

(注) 表の数値は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

別表第3

種 別		二名三丁目地区計画内 屋外広告物制限内容
全 広 告 物 に 関 す る 事 項	照 明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用は除く。 4 イルミネーション、ネオンサインは設置できない。
	色 彩	1 色彩は、奈良市屋外広告物条例による色彩基準とし、黄色（0.1Y～10.0Y）の数値（彩度）については2ポイント下回ること。 2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺、その他白に近い淡色、又は、壁の色と同等とする。
	位 置	敷地境界線を越えて掲出できない。
屋 上 広 告 物		表示し、又は設置できない。
壁 面 広 告 物 塀 垣 広 告 物		突き出し形状は設置できない。
広 告 塔		1 1敷地につき1基までとする。 2 高さは6m以下とする。ただし、複数テナント（自己用に限る）の集合化を図る場合は10m以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
広 告 板		1 1テナントにつき2基までとし、自己用のみとする。 2 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
ア ー チ 広 告 物 気 球 広 告 物 広 告 幕 は り 札 は り 紙 立 看 板		設置できない。

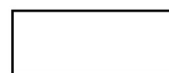
二名三丁目地区計画 計画図



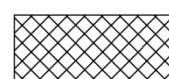
縮尺 1:2,500

凡 例

地区整備計画
地区整備計画区域



A地区
(都市計画道路高山富雄小泉線
境界線より30m以内の地区)



B地区

